

受注型企画旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1.「受注型企画旅行契約」（以下「契約」）とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、提供を受けることができるサービスの内容並びに支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する契約を言います。

2.契約の申込と成立

- ①契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに当社に提出していただきます。
- ②契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- ③当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面に記載します。
- ④申込金は旅行代金、取消料その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

3.契約書面の交付

当社は契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

4.旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- ①旅行代金の額は受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発前の企画書面に記載した期日までにお支払いください。
- ②利用する運送機関の運賃・料金が改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合お客様は旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- ③当社は、当社のサービスが利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

5.契約内容の変更

- ①お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- ②契約の成立後、お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料をいただきます。

6.旅行契約の解除

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、解除のお申し出は当社の営業日、営業時間内に限ります。

取消料

取消日（契約解除の日）	取消料（お1人様）
旅行開始の前日からさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始の2日前から旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

7.当社の責任

①当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

②次のような場合には原則として責任を負いません。

天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

8.特別補償・旅程保証

当社は、特別補償規定に基づき、受注型企画旅行参加中にお客様の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

また、当社の定める旅程保証規定に基づき、ご旅行内容の変更があった場合には変更補償金を支払います。

9.約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行の部）に定めるところによります。